

新	旧																						
青森市ツキノワグマの出没に関する対応マニュアル	青森市熊の出没に関する対応マニュアル																						
環境部 環境保全課 浪岡振興部 市民課 農林水産部 農業政策課	環境部 環境政策課 浪岡振興部 市民課 _____																						
(総則)	(総則)																						
第1 ツキノワグマ (以下「クマ」という。)の出没時における市の対応は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) (以下、「鳥獣保護管理法」という。)、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則 (平成14年環境省令第28号)、青森県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則 (昭和34年青森県規則第38号)、_____青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領、警察官職務執行法 (昭和23年法律第136号) 及び刑法 (明治40年法律第45号) の他、このマニュアルによるものとする。	第1 熊の出没時における市の対応は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号)、_____鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則 (平成14年環境省令第28号)、青森県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則 (昭和34年青森県規則第38号) 及び青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領_____のほか、このマニュアルによるものとする。																						
(対応部課等)	(対応部課)																						
第2 対応部課は、クマの出没地区ごとに、次表のとおりとする。	第2 対応部課は、熊の出没地区ごとに、次表のとおりとする。																						
<table><tr><td></td><td>出没地区</td><td>対応部課</td></tr><tr><td>一</td><td>青森地区</td><td>環境部 環境保全課</td></tr><tr><td>二</td><td>浪岡地区</td><td>浪岡振興部 市民課</td></tr></table>		出没地区	対応部課	一	青森地区	環境部 環境保全課	二	浪岡地区	浪岡振興部 市民課	<table><tr><td></td><td>出没地区</td><td>対応部課</td></tr><tr><td>一</td><td>青森地区</td><td>環境部 環境政策課</td></tr><tr><td>二</td><td>浪岡地区</td><td>浪岡振興部 市民課</td></tr></table>		出没地区	対応部課	一	青森地区	環境部 環境政策課	二	浪岡地区	浪岡振興部 市民課				
	出没地区	対応部課																					
一	青森地区	環境部 環境保全課																					
二	浪岡地区	浪岡振興部 市民課																					
	出没地区	対応部課																					
一	青森地区	環境部 環境政策課																					
二	浪岡地区	浪岡振興部 市民課																					
一 関係機関等は、次表のとおりとする。	一 _____																						
<table><tr><th>関係機関名</th><th>役割等</th></tr><tr><td>農林水産部農業政策課</td><td>・ 農業被害対応 (注意喚起対応除く) ・ 緊急時対応における支援 (環境保全課が要請した場合)</td></tr><tr><td>環境部内各課</td><td>・ 緊急時対応における支援 (環境保全課が要請した場合)</td></tr><tr><td>庁内関係各課 (総務部管財課外)</td><td>所管施設への注意喚起等</td></tr></table>	関係機関名	役割等	農林水産部農業政策課	・ 農業被害対応 (注意喚起対応除く) ・ 緊急時対応における支援 (環境保全課が要請した場合)	環境部内各課	・ 緊急時対応における支援 (環境保全課が要請した場合)	庁内関係各課 (総務部管財課外)	所管施設への注意喚起等	<table><tr><th>_____</th><th>_____</th></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td></tr></table>	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____
関係機関名	役割等																						
農林水産部農業政策課	・ 農業被害対応 (注意喚起対応除く) ・ 緊急時対応における支援 (環境保全課が要請した場合)																						
環境部内各課	・ 緊急時対応における支援 (環境保全課が要請した場合)																						
庁内関係各課 (総務部管財課外)	所管施設への注意喚起等																						
_____	_____																						
_____	_____																						
_____	_____																						
_____	_____																						
_____	_____																						
_____	_____																						
_____	_____																						

青森市ツキノワグマの出没に関する対応マニュアル新旧対照表

新		旧	
青森県猟友会東青支部 青森県猟友会浪岡支部	・ 追払い、捕獲等	_____	_____
青森県自然保護課 青森県東青農林水産事 務所林業振興課	・ 市への助言 ・ 麻酔銃猟の許可（自然 保護課）	_____	_____
青森警察署 青森南警察署	・ 現場確認、パトロール 等 ・ 緊急時の通行止め等住 民の安全確保等 ・ 警察官職務執行法によ る発砲指示	_____	_____
青森消防本部	・ 人身被害発生時の救急 搬送対応	_____	_____
環境省東北地方環境事 務所	・ 国指定十和田鳥獣保護 区、十和田特別保護地区 における捕獲許可等 ・ 危険猟法の許可	_____	_____
農林水産省林野庁東北 森林管理局青森森林管 理署	・ 国有林における入林届 受理等	_____	_____

(通常時の対応)

第3 市は、次の各号に掲げる事態の発生時において、可能な限り速やかに、当該各号に掲げる対策及びクマ目撃注意喚起対応フロー（別紙1）のとおり実施するものとする。

一 クマ目撃等の情報が寄せられた場合（注意喚起）

① 目撃者または警察署からの情報入手（様式については別紙2のとおり）

・ 通報者の情報（住所、氏名、電話番号）

- ・ 目撃日時
- ・ 目撃場所
- ・ クマの頭数、体長_____
- ・ 目撃時の状況
- ・ 被害状況

② 近傍住民等への通知

ア 青森地区

- ・ クマ目撃地点近傍に民家等が存在する場合は、

(対策)

第3 市は、次の各号に掲げる事態の発生時において、可能な限り速やかに、当該各号に掲げる対策_____を実施するものとする。

一 熊目撃_____情報が寄せられた場合_____

① 目撃者または警察署からの情報入手_____

- ・ 目撃日時
- ・ 目撃場所
- ・ 熊の頭数、体長、体高
- ・ 目撃時の状況

② 近傍住民等への通知

ア 青森地区

- ・ 熊目撃地点近傍に民家等が存在する場合は、注

青森市ツキノワグマの出没に関する対応マニュアル新旧対照表

新	旧
注意喚起チラシを作成し、毎戸配布または町会等を通じて配布するとともに、状況に応じて警察署や関係団体と連携し、注意喚起及びパトロールを行う。 イ 浪岡地区 ・防災行政無線を活用し、近傍住民等への周知を図るとともに、状況に応じて警察署や関係団体と連携し、注意喚起及びパトロールを行う。 ウ 青森地区・浪岡地区共通 ・市ホームページ(クマ出没マップを含む)及びSNSにより市内全域における目撃情報を発信する。 ③ 看板の設置 状況に応じて、クマ目撃地点近傍に注意喚起用看板を設置する。 ④ 関係課等への情報提供 ア 青森地区 ・総務部管財課 ・総務部危機管理課 ・企画部広報広聴課 ・市民部生活安心課 ・農林水産部農業政策課 ・農林水産部農地林務課 ・経済部観光課 ・経済部地域スポーツ課 ・都市整備部建築指導課 ・都市整備部公園河川課 ・都市整備部用地課 ・教育委員会事務局総務課 ・教育委員会事務局指導課 ・教育委員会事務局文化学習活動推進課 ・教育委員会事務局文化遺産課 ・教育委員会事務局学務課 ・企業局水道部総務課 ・企業局水道部営業課 ・子ども未来部子育て支援課 ・クマ目撃地点近傍に公共施設等がある場合は、その施設の所管課	意喚起チラシを作成し、毎戸配布または町会等を通じて配布する_____。 イ 浪岡地区 ・防災行政無線を活用し、近傍住民等への周知を図るとともに、状況に応じて警察署や関係団体と連携し、注意喚起及びパトロールを行う。 ウ 青森地区・浪岡地区共通 ・市ホームページ_____及びSNSにより市内全域における目撃情報を発信する。 ③ 看板の設置 状況に応じて、熊目撃地点近傍に注意喚起用看板を設置する。 ④ 関係課等への情報提供 ア 青森地区 ・総務部管財課 ・総務部危機管理課 ・企画部広報広聴課 ・市民部生活安心課 ・農林水産部農業政策課 ・農林水産部農地林務課 ・経済部観光課 ・経済部地域スポーツ課 ・都市整備部建築指導課 ・都市整備部公園河川課 ・都市整備部用地課 ・教育委員会事務局総務課 ・教育委員会事務局指導課 ・教育委員会事務局文化学習活動推進課 ・教育委員会事務局文化遺産課 ・教育委員会事務局学務課 ・企業局水道部総務課 ・企業局水道部営業課 ・福祉部子育て支援課 ・熊目撃地点近傍に公共施設等がある場合は、その施設の所管課

青森市ツキノワグマの出没に関する対応マニュアル新旧対照表

新	旧
- 青森県環境<u>エネルギー</u>部自然保護課 - 青森県東青<u>農林水産事務所</u>林業振興課 ・ <u>市政記者会</u> イ 浪岡地区 - 浪岡振興部総務課 - 浪岡振興部健康福祉課 - 浪岡振興部都市整備課 - 農林水産部農業政策課 - 農林水産部農地林務課： _____ ・ 教育委員会事務局浪岡教育課： _____ ・ <u>クマ目撃地点近傍に公共施設等がある場合は、その施設の所管課</u> - 青森県環境<u>エネルギー</u>部自然保護課 - 青森県東青<u>農林水産事務所</u>林業振興課 ・ <u>市政記者会</u> 二 農作物（養蜂箱を含む。以下同じ。）に被害が及んだ場合や人畜に被害のおそれがある等の事案の判断 ① 事案の判断 <u>クマ目撃捕獲対策フロー（別紙３）</u>のとおり状況調査及び青森県猟友会東青支部（浪岡地区にあっては、青森県猟友会浪岡支部。以下「猟友会」という）による被害現場調査を通じた見解から、一過性事案か継続事案かを判断する。 一過性事案と判断された場合には、<u>爆竹等</u>の使用等、<u>クマ</u>の追い払い対策を実施するとともに、第一号に掲げる対策を実施するものとする。 継続事案と判断された場合には、第三号に掲げる対策を実施するものとする。 三 農作物に重大な被害が及んでいる、若しくはその	- 青森県環境生活部自然保護課 - 青森県東青<u>地域県民局</u>地域農林水産部林業振興課 イ 浪岡地区 - 浪岡振興部総務課 - 浪岡振興部健康福祉課 - 浪岡振興部都市整備課 - 農林水産部農業政策課 - 農林水産部農地林務課： <u>熊目撃地点近傍に森林応援や林道がある場合</u> ・ 教育委員会事務局浪岡教育課： <u>熊目撃地点近傍に小中学校や通学路がある場合</u> ・ <u>関係団体：（状況に応じて）町内会等</u> - 青森県環境生活部自然保護課 - 青森県東青<u>地域県民局</u>農林水産部林業振興課 二 農作物（養蜂箱を含む。以下同じ。）に被害が及んだ場合 _____ ① 事案の判断 _____ 状況調査及び青森県猟友会東青支部（浪岡地区にあっては、青森県猟友会浪岡支部。以下「猟友会」という）による被害現場調査を通じた見解から、一過性事案か継続事案かを判断する。 一過性事案と判断された場合には、<u>音響機器</u>の使用等、<u>熊</u>の追い払い対策を実施するとともに、第一号に掲げる対策を実施するものとする。 継続事案と判断された場合には、第三号に掲げる対策を実施するものとする。 三 農作物に重大な被害が及んでいる、若しくはその

青森市ツキノワグマの出没に関する対応マニュアル新旧対照表

新	旧
おそれがある場合、又は住宅地近傍において人畜に被害が及んでいる、若しくはその<u>おそれがある場合</u>（通常時捕獲） ① 事案の判断 第二号において、継続事案と判断された場合、クマ目撃捕獲対策フロー（別紙3）のとおり、捕獲を実施するものとする。 ② クマの捕獲 猟友会に箱わなによるクマの捕獲を依頼する。 ③ 許可申請等 ②と並行して、鳥獣保護管理法に規定する鳥獣捕獲等許可申請及び鳥獣捕獲等許可に係る事務手続を進める。 ④ 注意喚起及び関係課等への情報提供 地区住民への注意喚起及び関係課等への情報提供については、第一号に掲げる対策を実施するとともに、状況に応じて広報車巡回（浪岡地区にあっては、防災行政無線）により更なる注意喚起を行う。 ⑤ 捕獲の体制 箱わなは、30日間を目処に設置し、設置中は週2回程度、猟友会がその状況を確認するものとする。 箱わなを30日間設置しても捕獲に至らない場合は、再度、第二号①に掲げる事案の判断を行い、捕獲の継続の有無を決定する。 （クマの処分） 第4 捕獲したクマについては、動物園への譲渡等、可能な限り生存の方策を探るものとし、それがかなわない場合に限り、殺処分とする。 2 クマの死骸の処分については、次のとおりとする。 ① 青森地区 一般廃棄物最終処分場への埋立処分とする。 ② 浪岡地区 黒石地区清掃施設組合環境管理センターでの焼却処分とする。	恐れがある場合、または住宅地近傍において人畜に被害が及んでいる、若しくはその<u>恐れがある場合</u> _____ _____ _____ _____ ① 熊の捕獲 猟友会に箱わなによる熊の捕獲を依頼する。 ② 許可申請等 ①と並行して、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に規定する鳥獣捕獲等許可申請及び鳥獣捕獲等許可に係る事務手続きを進める。 ③ 注意喚起及び関係課等への情報提供 地区住民への注意喚起及び関係課等への情報提供については、第一号②、③及び④に掲げる対策を実施するとともに、状況に応じて広報車巡回（浪岡地区にあっては、防災行政無線）により更なる注意喚起を行う。 ④ 捕獲の体制 箱わなは、1週間を目処に設置し、設置中は毎日、猟友会がその状況を確認するものとする。 箱わなを1週間設置しても捕獲に至らない場合は、再度、第二号①に掲げる事案の判断を行い、捕獲の継続の有無を決定する。 （熊の処分） 第4 捕獲した熊については、動物園への譲渡等、可能な限り生存の方策を探るものとし、それがかなわない場合に限り、殺処分とする。 2 熊の死骸の処分については、次のとおりとする。 ① 青森地区 一般廃棄物最終処分場への埋立処分とする。 ② 浪岡地区 黒石地区清掃施設組合環境管理センターでの焼却処分とする。

[illegible]

青森市ツキノワグマの出没に関する対応マニュアル新旧対照表

新	旧
<u>【参考】</u> ○住宅街等 「住宅街等」とは、鳥獣保護管理法第 38 条第 2 項に より銃猟が制限されている地域、すなわち、住居が集合 している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合す る場所（住居集合地域等）を指す。 住居集合地域等の判断基準は、鳥獣保護及狩猟ニ関 スル法律違反被告事件の最高裁判所の判例（平成 9（あ） 1299）において「人家稠密ノ場所」と判断された「人家 と田畑が混在する域内にあり、発射地点の周囲半径約 200 メートル以内に人家が約 10 軒あるなどの状況が認 められる地域」を参考とする。	_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____
○警察官職務執行法第 4 条第 1 項 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、 又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、 工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬 の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合に おいては、その場に居合わせた者、その事物の管理者 その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要す る場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、 その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを 引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせ た者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防 止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ 又は自らその措置をとることができる。	_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____

青森市ツキノワグマの出没に関する対応マニュアル新旧対照表

新	旧
<u>○刑法第 37 条第 1 項</u> <u>自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。</u>	_____ _____ _____ _____ _____ _____
<u>4 八甲田地区などの国指定十和田鳥獣保護区、十和田特別保護地区における捕獲にあたっては、環境省へ捕獲許可申請を行うとともに、青森森林管理署へ入林届などの手続を実施する。</u>	_____ _____ _____ _____
<u>5 緊急捕獲した熊は、第 4 第 2 項の規定に従い処分する。</u>	<u>2 緊急捕獲した熊は、第 4 第 2 項の規定に従い処分する。</u>
<u>6 人身被害等が発生した場合は、適宜市政記者会への注意喚起情報提供の実施に努める。</u>	_____ _____
附則 (実施期日) このマニュアルは、平成 2 1 年 8 月 1 0 日から実施する。 このマニュアルは、平成 2 9 年 4 月 2 0 日から実施する。 このマニュアルは、平成 3 0 年 4 月 1 6 日から実施する。 このマニュアルは、令和 3 年 1 月 2 7 日から実施する。 このマニュアルは、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。 このマニュアルは、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。 このマニュアルは、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。 <u>このマニュアルは、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。</u>	附則 (実施期日) このマニュアルは、平成 2 1 年 8 月 1 0 日から実施する。 このマニュアルは、平成 2 9 年 4 月 2 0 日から実施する。 このマニュアルは、平成 3 0 年 4 月 1 6 日から実施する。 このマニュアルは、令和 3 年 1 月 2 7 日から実施する。 このマニュアルは、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。 このマニュアルは、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。 このマニュアルは、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。 _____